

南区テニス協会規約

昭和63年7月1日作成

令和1年6月20日確認

1. 名称及び事務局

本会は「南区テニス協会」と称し、事務局を会長宅に置く。

2. 目的及び活動

本会は区内に於けるテニスの普及、発展のために寄与し合わせて区民相互の親睦と健全な身体の育成を図ることを目的とし、その目的を達成するために次の活動を行う。

- (1) 区民テニス大会の開催
- (2) 区民教室の開催
- (3) その他の区民の体育向上を図る活動

3. 組織

本会の目的に賛同する個人及び団体（クラブ）で組織する。

4. 役員

本会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 会計 1名
- (3) 監事 1名
- (4) 理事 若干名

但し、役員は南区在住とする。

5. 役員の任務

会長は会務を統括し本会を代表する。副会長は会長を補佐し会長に事故ある時はその職務を代行する。会計は経理を担当。監事は会計を監査する。理事は本会の運営を補佐する。

6. 役員の選出

会長、副会長、会計、監事は理事会に於いて互選する。

7. 役員の任期

役員の任期は2ヶ年とする。但し再選を妨げない。

8. 理事会

会長は規約の改正、その他必要に応じて理事会を招集し議長となる。会議の議決は出席者の過半数で決し、可否同数の時は議長がこれを決する。

9. 会計

本会の経費は南区体育協会からの事業費、教室助成金及び大会開催参加費、教室開催参加費その他を持って充てる。本会の会計年度は4月1日より翌年3月31日とする。

10. 付則

本規約施行のために細則を必要とする場合は、会長がこれを提案し理事会で決する。
本規約に基く活動は昭和63年7月1日より開始する。

以上